

事務連絡
令和2年3月17日

指定居宅介護支援事業所
指定介護予防支援事業所 管理者 様

境町 福祉部 介護福祉課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係るサービス担当者会議、
モニタリングへの対応方針について（通知）

日頃から本町の介護保険行政の推進にあたり、ご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症が国内各地で相次いで確認されており、各事業所において感染防止対策を徹底していただいているところですが、感染経路が特定できない症例が複数発生するなど、感染のまん延が懸念されております。

そのため、運営基準において義務付けられているサービス担当者会議、モニタリングについて、新型コロナウイルスの感染拡大の恐れが減少するまでの当面の間、本町としての対応方針を次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1. サービス担当者会議について

やむを得ない理由がある場合について、利用者の自宅以外での開催や電話・メール・FAX等などを活用するなどにより、柔軟な対応をとることを可能とします。

また、利用者の状態に大きな変化が見られない等、居宅サービス計画の変更内容が軽微であると認められる場合も同様の扱いを可能とします。

※対応の方法や招集できなかった理由を記録に残してください。

2. 利用者の居宅訪問・本人面接について

やむを得ない理由があり、居宅訪問・本人面接ができない場合について、訪問せず、電話等による対応も可能とします。

また、訪問する際においても検温・マスク着用等を徹底した上で、玄関先で短時間で行うなど、濃厚接触を避けながら、実施してください。

※モニタリング結果の記録や、居宅訪問・本人面接ができない状況の記録を残してください。

(やむを得ない理由の例)

- ・介護支援専門員、事業所担当者又はその関係者に風邪等の症状がある
- ・利用者、又はその関係者に風邪等の症状がある
- ・施設により面会が制限されている
- ・利用者やその家族から訪問を断られた など

本件の取扱いについては、一時的な対応でありますのでご注意ください。収束が見込まれた場合は通常の対応となりますので、その際には別途連絡いたします。